

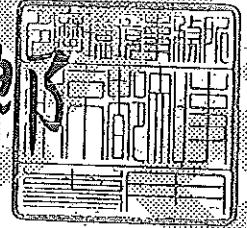
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県川越市大字下赤坂6-27番地7
 氏名 株式会社 遠藤商会
 代表取締役 遠藤 孝一

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成19年 7月30日

許可の有効年月日 平成24年 7月29日

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 収集運搬 (保管・積替えを含む)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、
 金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
 (石綿含有産業廃棄物を含む)

(以上12種類)

(3) 保管・積替えできる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 (以上5種類)

2 保管・積替え施設

住所: 東京都小平市小川町二丁目2051番地9

保管・積替え面積: 304 m² 最大保管高さ: 1.2 m

産業廃棄物の種類	保管量		産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類	8 m ² コンテナ2基	16.0 m ³	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	8 m ² コンテナ1基	8.0 m ³
木くず	8 m ² コンテナ2基	16.0 m ³	がれき類	1.6 m ² コンテナ2基	3.2 m ³
金属くず	8 m ² コンテナ1基	8.0 m ³	がれき類	1.6 m ² コンテナ1基	1.6 m ³
			保管量合計	52.8 m ³	

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

(2) 保管積替えする産業廃棄物の搬入は、すべて自ら行い他人にこれを委託してはならない。

(3) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 保管・積替えは本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成4年 7月 30日 新規許可

平成19年 7月 30日 更新許可 第3回

平成19年 8月 13日 変更許可 保管・積替えを除く種類の追加 (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ)

5 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無